

男鹿市規則第 2 7 号

男鹿市商工業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市商工業振興促進条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特認施設に係る事業)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 4 項に規定する風俗関連営業に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本標準産業分類に掲げる大分類運輸業、郵便業に属する事業（<u>中分類郵便業（信書便事業を含む。）を除く。</u>）</p> <p>(3) 日本標準産業分類に掲げる大分類宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類宿泊業に属する事業（<u>条例第 2 条第 5 号に規定する増設に限る。</u>）</p>	<p>(特認施設に係る事業)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 4 項に規定する風俗関連営業に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本標準産業分類に掲げる大分類運輸業、郵便業に属する事業</p> <p><u>(3) 日本標準産業分類に掲げる大分類卸売業、小売業に属する事業</u></p> <p><u>(4) 日本標準産業分類に掲げる大分類不動産業、物品賃貸業のうち、中分類不動産賃貸業・管理業に属する事業</u></p> <p><u>(5) 日本標準産業分類に掲げる大分類学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類広告業に属する事業</u></p> <p>(6) 日本標準産業分類に掲げる大分類宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類宿泊業に属する事業</p> <p><u>(7) 日本標準産業分類に掲げる大分類生活関連サービス業、娯楽業に属する事業</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(4)</u> 日本標準産業分類に掲げる大分類サービス業（他に分類されないもの）のうち、<u>細分類コールセンター業</u>に属する事業</p> <p><u>(5)</u> <u>洋上風力発電サプライチェーン及びO&amp;M関連事業</u></p> <p><u>(6)</u> （略）</p>	<p><u>(8)</u> 日本標準産業分類に掲げる大分類サービス業（他に分類されないもの）のうち、<u>中分類自動車整備業、機械等修理業及び細分類コールセンター業（インバウンドに限る。）</u>に属する事業</p> <p><u>(9)</u> （略）</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の男鹿市商工業振興促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工場等を新設又は増設する工事に着手したものについて適用し、施行日前に立地協定を締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。